



the most beautiful  
villages  
in japan

「日本で最も美しい村」連合

日本で最も美しい村 東白川村  
次世代に繋ぐ地域の絆、再生する村づくり



東白川村議会活動情報紙

# くらしと議会



表紙写真：議会全員協議会の様子

**No.169**

**2020.2.14**

年4回発行  
定例議会毎

行政との協議会を毎月一度行い、  
事業の説明や、進捗状況の  
確認を行っています。

## 第4回定例会

02 12月定例会／補正・条例・その他 1月臨時会

04 一般質問

04 東白川村国保診療所及び介護老人保健施設の移転開設後の  
運営について ～ 安江健二 議員

05 国民健康保険税について  
タブレット端末を使ったICT教育について ～ 今井美和 議員

06 運転免許返納者及び外出支援サービスについて ～ 安保泰男 議員

07 立村130周年記念大会を終えた村のこれからについて  
～ 桂川一喜 議員

08 /議会のあしあと

立村130周年記念式典、濃飛横断道・三市一村議会委員会要望活動  
議員のひとこと

人口 2,207人

(令和2年1月31日現在)

発行：東白川村議会 編集：議会報編集委員会

〒509-1302 岐阜県加茂郡東白川村神土 548 番地 ☎ 0574-78-3111 <https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/>

# 令和元年第四回定例会を開催

令和元年十二月定例会は十二月十二日に開会しました。

一般質問は四人が登壇し、村政全般にわたって質問しました。

議案等は、条例改正七件、条例制定一件、条例廃止一件、補正予算六件、規約の変更に関する協議一件、意見書一件を審議し、それぞれ可決し、同日に閉会しました。

## ◆条例一部改正

①東白川村印鑑条例の一部を改正する条例  
成年後見人に関する制度改正に伴う改正をしました。

②東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例  
岐阜県最低賃金の引き上げに伴う時間給単価の改正をしました。

③東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
人事院の勧告に基づき期末手当の支給率を〇・〇五ヶ月引き上げる改正をしました。

④東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
人事院の勧告に基づき期末手当の支給率を〇・〇五ヶ月引き上げる改正をしました。

⑤東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
人事院に勧告に基づき勤勉手当の支給率の〇・〇五ヶ月引き上げ及び住居手当の下限及び上限の引き上げにかかる改正をしました。

⑥東白川村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員制度導入に伴い、フルタイム職員について補償基礎額について常勤職員との公務災害補償に係る平均給与額の例によることの規定を整備する改正をしました。

⑦東白川村介護保険条例の一部を改正する条例  
生活支援体制協議会を条例に位置づけるための改正をしました。

◆条例制定  
①東白川村会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例  
地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、制度を創設し規定

を明確化するための条例を制定しました。

## ◆条例廃止

①東白川村むらづくり推進協議会設置条例を廃止する条例  
社会環境の変化から、その役割は終了したと判断し条例を廃止しました。

## ◆補正予算

①一般会計補正予算(第六号)  
補正額 八千二百二十万一千円追加  
ふるさと思いやり基金積立金六百六十六万二千円、東白川つながるナビ事業百一十一万六千円、CATV情報基盤施設上位回線冗長化

工事四千六百五十六万五千円、つちのこメンバーズカード事業二百十九万二千円、社会福祉協議会補助金六十万円、せせらぎ荘地下タ

ンク液面計修繕料二十九万六千円、せせらぎ荘厨房トイレ改修工事三十四万八千円、健康増進事業三十九万九千円、簡易水道特別会計線出金(運営費分)百四十二万九千円、一般廃棄物対策事業四十万円、元気な産地改革支援補助金六百二十三万六千円、新規就農者園芸資材導入支援補助金五十万四千円、施設園芸等就農推進事業補助金二十五万五千円、白川茶屋断熱・空調設備改修工事百九十六万六

歯科口腔保健の充実と保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書

「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」に「歯科口腔保健の充実と歯科保健医療の充実」、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一九」に「歯科口腔保健の充実、歯科保健医療提供体制の構築」が記載されているように、国も歯科医療を位置づけている。

口腔の健康を保つことが、糖尿病や動脈硬化症、認知症等、さまざまな全身疾患を予防し、国民のQOLの向上と健康寿命の延伸にとつて重要であることが明らかになっている。歯科医療の重要性がますます高まっている。

しかし、経済的理由により早期受診が困難であったり、治療の中断が増加するなど、子どもから高齢者まで口腔状況の悪化や口腔崩壊ともいえる深刻な実態がある。さらに歯科では、丈夫で違和感の少ない金属床の入れ歯や自然の歯の色に近い被せ物などはまだまだ保険外のものが多く、保健のきく範囲は制限されている。

また、歯科医療の充実のためには、歯科医療を支える歯科技士や歯科衛生士の処遇改善と充実を

千円、つちのこイベン  
ト支援事業百四万五千  
円、高橋防護柵修繕工  
事八百万円、小規模修  
繕単価契約工事二百五  
十万円、宮代農地法面  
修繕工事等二百三十万  
円、文化財保存補助金  
十五万円、その他人件  
費等の追加等の補正を  
行いました。

②国民健康保険特別会  
計補正予算(第三号)  
補正額 百三十一万四  
千円追加

国民健康保険システ  
ム改修六十万四千円、  
保険給付費等交付金償  
還金六十七万二千円、  
人件費三万八千円の追  
加等の補正を行いまし  
た。

③介護保険特別会計補  
正予算(第二号)  
補正額 一万円減額  
介護給付費準備基金  
積立金一百万円の減額の  
補正を行いました。

④簡易水道特別会計補  
正予算(第二号)  
補正額 六百六万七千  
円追加  
簡易水道施設修繕工

事二百万円、簡易水道  
施設罹災機器修繕工事  
二百二十万二千円、シ  
ステム保守料二十万六

千円、簡易水道基金  
積立金百六十四万四  
千円、人件費追加等  
の補正を行いました。

⑤下水道特別会計補  
正予算(第二号)  
補正額 二万円追加  
人件費追加の補正  
を行いました。

⑥国保診療所特別会  
計補正予算(第四号)  
補正額 三十八万三  
千円減額  
消火栓格納箱購入

十一万四千円追加、人  
件費減額等の補正を  
行いました。

◆規約の変更に関する  
協議

①岐阜県市町村退職  
手当組合を組織する  
地方公共団体の数の  
減少及び岐阜県市町  
村職員退職手当組合  
規約の変更に関する  
協議

退職手当組合から、  
中濃地域農業共済事  
務組合、東濃農業共  
済事務組合、飛騨農  
業共済事務組合を削  
る規約の変更につい

て議決しました。

◆発議

歯科口腔保健の充実  
と保険でより良い歯科  
医療の実現を求める意  
見書  
下記意見書について  
採択しました。

**一月二十日、第  
一回臨時会が開  
催されました。**

◆工事請負契約の締結  
について  
次の契約の締結につ  
いて議決しました。

・契約の目的／東白川  
村情報基盤施設光化工  
事  
・契約の方法／随意契  
約

・契約の金額(変更後)  
／二億八千四百四万  
五百円  
・工期(変更後)／平  
成三十一年四月二十六  
日  
・契約の相手方／an  
d株式会社

図ることが不可欠である。

国は、歯科検診の充実、歯科口  
腔保健の充実と共に、安全性・有  
効性が確立している歯科医療技術・  
材料に対する保険適用の拡大、窓  
口負担割合の引き下げ、歯科診療  
報酬の引き上げによって、すべての  
国民がお金の心配なく良質な歯科  
医療を受けられるよう、保険でよ  
り良い歯科医療を実現する施策を  
すすめるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九九条の規  
定により意見書を提出する。

令和元年十二月十二日

東白川村議会議長 樋口春市

(提出先)衆議院議長、参議院議長  
内閣総理大臣、財務大臣、厚生労  
働大臣

※意見書とは・・・

地方公共団体の公益に関する事  
件について、当議会の意思としてま  
とめた文書です。

この意見書は、国会又は関係行  
政庁に提出することができますこと  
となっております。(地方自治法第  
九九条)

# 一般質問 (安江健二議員)

第四回定例会で、四人の議員から村政全般についての質問が行われました。



## ・東白川村国保診療所及び介護老人保健施設の移転開設後の運営等について

**Q・新診療所の来院者数と患者送迎について。**

国保診療所と介護老人保健施設の総事業費は七億四千万円、早期に軌道に乗せ、来る高齢化社会に対応するべく安定した運営をしなければなりません。

十一月五日の国保診療所の移転新築開院以後、十一月三十日までの間の来院患者人数と、それに伴う村内外患者の送迎の方法について伺います。

**A・来院者は一日平均三十八人、送迎は濃飛バス及び外出支援バスを継続。(診療所事務局長)**

まず、外来患者数ですが、診療日二十二日間で、初診、再診を含め八百三十人、一日平均では三十八人でした。

また、黒川地域からは初診のみですが、この期間に九十人、一日平均では四人となりました。

次に、村内外の患者送迎の方法ですが、大半は

自家用車での通院と考えています。そのほか、開所と同時に診療所を經由していただいています濃飛バスを含め、村内ではこれまでと同様に外出支援バスを継続して運行していきます。また、黒川

地内の方は、白川町が独自で運行されています黒川東白川線が一日三便、診療所を經由して送迎しています。

**Q・施設及び駐車場の日当たり、街灯の設置、土地の有効利用について。**

建物及び駐車場南側の日陰木となる頂上付近の立ち木の伐採について、また、診療所から柏本橋に至る間の街灯設置について、また、施設東側プールを含めて白川茶屋までの間の土地を整備して、癒やしの場の設置ができれば、土地の有効利用と景観の保護につながるかと考えます。それぞれの件につき、村の考えを伺います。

**A・調査・交渉を進めていく。(産業振興課長)**

森林伐採にはいろいろな制限があるため、やみくもに行うことはできません。また、日当たりについては、しっかりとした調査が必要です。

所有者の承諾も必要ですので、そういった調査や交渉を今後進めていきたいと考えています。

**A・道路管理上、必要な箇所には設置済みである。(建設環境課長)**

県道には、診療所に通じる村道神矢線の交差点と、白川茶屋までのカーブ箇所それぞれに道路照明が設置されており、道路管理上必要な箇所については配置されていると考えています。

**A・医療福祉ゾーン整備計画のもと、着手する際には環境整備の面も考えていく。(村長)**

医療福祉ゾーン整備計画において、この土地は将来、せせらぎ荘や保健センター移転、ヘリコプター離着陸場の候補地として考えています。

もちろん、多額の予算措置が必要ですので、計画的に用地を活用する必要があります。と考えると、事業に着手するときには、環境整備にも心して整備をしていきたいと思えます。

**Q・休日診療と中核病院との連携について。**

国保診療所医療部門の今後の診療所改革改善目標に「利用しやすい診療所及び休日診療の充実と中核病院との連携を強化します」とありますが、この件についての具体的な説明を伺います。

**A・休日診療は現状維持、病診連携は、より村外の病院との連携を密にしていく。(診療所事務局長)**

新診療所を利用しているだけやすく、また、親

しんでいただけのような施設としていくため、まず受け入れ側の職員教育は重要です。診療所については、住民の命を守る事が最大の使命です。皆様が安心して御利用いただける施設となるよう努力を重ねていきます。

休日診療については、現在、土曜日の患者数は一月平均四人となっております。確かに休日に駆け込める医療機関というのは住民の安心という点では大切な部分ですが、加茂医師会には輪番制で休日急患診療当番医がありますし、コストの面から、これ以上のことは今は考えていません。

病診連携の強化については、既に白川病院との連携を行っています。診療所にて重篤な状況であれば、診療所の医師が救急車に同乗し、搬入先まで伺い、病院との連携を行っています。こうした活動は、以前から行ってきたことであり、今後、より村外の病院との連携を密にしながら活動を行ってまいります。

# 一般質問 (今井美和議員)



- ・ 国民健康保険税について
- ・ タブレット端末を使ったICT教育について

**Q・県が国民健康保険の財政運営を行うようになった理由は。**

法改正により、平成三十年から県が市町村とともに国民健康保険の運営を行うこととなったことを受け、昨年度より国民健康保険税は、自治体で徴収し、納付金として県に納めています。県が財政運営を行うようになった理由について伺います。

**A・国民健康保険の財政的な三つの問題点を解消するため。(村民課長)**

国が制度改革を行い、県を国民健康保険の財政運営主体に加えた理由は、国民健康保険の財政的な三つの問題点を解消することにあります。

第一は、年齢構成が高く、医療費水準が高いこと、第二に、所得水準が低く、保険税の負担が重いこと、第三に、財政が不安定で赤字になっている小規模な保険者が多いことです。

本村の国民健康保険の被保険者は、半分以上の方が六十歳以上の方で構

成されていますので、医療費水準も高く、年金を主体に生活されている方が多いので、所得が少な

いことも考えられます。さらに、保険給付費が大きく変動した場合に資金不足に陥ることも多々あり、一般会計や基金からの繰入金を入れて運営するなど、財政は非常に不安定な状況でした。

平成三十年から県が財政運営の主体となったことで、変動の大きい保険給付費は、全額県から支払われることになりましたが、県事業費納付金

が新たに設けられました。これは国が示した計算方法にて県が保険税相当額を計算し、村が保険税を集めて支払うもので

す。制度改革からの二年間は、これまでの繰越金や基金からの繰入金で法定外繰り入れをしないで会計を運営してきましたが、基金も底をつき、法定外繰り入れが認められない状況から、何らかの措置を講ずる必要が発生

しているのが現状です。**Q・今のままの税率で続**

**いていけるのか。**

今後、今の税率のまま続けていけるのか、今後の見通しを伺います。

**A・上げざるを得ない状況だが、緩やかな引上げになるよう配慮する。(村長)**

結論から申し上げると、村の国民健康保険税

は、上げざるを得ない状況です。現在、本村の保険税率は、県内では低いほうから三番目となっています。これは被保険者の負担を考慮し、一般会計から繰入金を入れて保険税を抑えてきたため

です。しかし、制度改革に伴い、赤字補填の繰入金は国から原則的に禁止されたこと等により、今までのように繰入金を入れていくということは難しくなりました。

村の国民健康保険運営協議会では、「被保険者の立場に立つて議論してきたが、制度改革の状況や他市町村の保険税率を比較すると、村の保険税

を上げるとはやむを得ない。しかし、急激な負担増加になることから、

緩やかな引上げになるよう配慮すること。」との提案をいただきました。保険税の引き上げは被

保険者の方への影響も大きいことから、広報紙や被保険者宛てに資料を郵送するなど、しっかりと

した内容をお知らせしていきます。また、制度改革と保険税改正についてもご理解とご協力をいただくようお願いしていきたいと考えています。

**Q・これからのICT教育について。**

平成二十八年九月の定例会一般質問の返答で、ICT研究会を立ち上げ、小・中学校のICT環境について考えたと回答をいただきましたが、そのICT研究会は、いつからどのように開かれているか、また今後のICT教育環境について伺います。

**A・活用の幅が広がることから中学校では一人一台保有が望ましい。(教育長)**

小・中学校それぞれの情報教育担当教諭と教育委員会事務局の教育主

幹、子育て支援係長の四名で構成されるICT研究会を翌月の十月に立ち上げました。

協議や視察研修を重ねてきた結果、タブレットが有効であるという結論に達し、現在までに小学校で五十台、中学校で四十台、教育委員会用で一台を整備しています。これは、国が示す目標整備率33%を大きく超えている状況です。

今後、中学校では一人一台ずつ持てる環境が望ましいと考えています。同じ授業時間帯に使用可能となるからです。また、使用頻度がふえることによつてICT機器を使いこなす力がさらに伸び、ますます活用の幅が広がる

ことが予想されます。加えて、子供たち一人一人に学力向上のための学習方法を提供できるようにアプリの導入も考えていきたいと思えますし、将来的には、持ち帰りを許可することで、家庭学習でもその機能を有効活用することが可能となり

ます。

# 一般質問 (安保泰男議員)



## ・ 運転免許返納者及び外出支援サービス について

**Q・外出支援サービスの対象及び介護予防交付金に対する該当について。**

高齢ドライバーが引き起こす交通事故の増加が社会問題となっており、ことから、運転を諦めることは誰もが直面する問題であると言えます。しかし、自動車に依存しなければ生活していくことが難しい中山間地域の当村では、免許返納が生活に与える影響が大きく、地域に求められる支援策を考えていくことが求められています。

そこで、免許を返納した健常な高齢者の場合、障害者対応の総合支援法地域生活支援事業の外出支援を受けられるのか、また、先般、新聞掲載に「介護予防の交付金が成果を上げた自治体に厚く倍増への大幅拡充をさせることになる」とありましたが、当村は該当するのかどうか伺います。

**A・健常者は該当にならない。(保健福祉課長)**

高齢者で健常者の方が免許を返納した場合に障害者の日常生活及び社会

生活を総合的に支援する法律、地域生活支援事業の移動支援を受けられないかということですが、その事業の対象者が障害者手帳の交付を受けている方になりますので、健常者の方は対象にならないと認識しています。

**A・外出支援サービスは該当にならない。(村民課長)**

介護保険の保険者機能強化推進交付金については、十一月十七日の新聞記事に掲載されて

いました。それを本村の介護保険の事業に当てはめて見ますと、PPK教室、リハビリ教室といった介護予防の通所型サービスなどで成果を上げると交付金を手厚くしますというような内容に読み取れると思います。しかし、現在の介護予防のメニューの中にはタクシーのような送迎のみの外出だけ支援するサービスはありませんので、これには当てはまりません。

**Q・ドア・ツー・ドアと  
いったサービスの拡充は  
可能か。**

当村には単独に免許返納支援事業があり、バスの回数券配布、外出支援利用、ただし三年間ですが、公共バス一律の格安制度などの支援があります。主な路線が村中央の

県道筋であり、村内支援車両の洞筋線へは週一回程度ありますが、バス停まで歩けない、坂道が上れない、助けてくれる人がいないなど、高齢者増加や地域の商店街の衰退による買い物難民の増加に対し、これを拡充して、今後、村民の移動に対してドア・ツー・ドアにしたいことが可能かどうか伺います。

**A・歩行困難な方が増えていくことを想定して、  
サービスの検討を行う必要がある。(保健福祉課長)**

村では、今年度から運転免許の返納者支援で外出支援バスを一回二百円のところ、返納から三年間、無料券を発行し、濃飛バスの回数券一万円を

交付しています。四月から四人の方に利用していただいています。

電車、路線バスやタクシーなどの交通機関が少ない過疎地では、外出支援が全国的な問題となっています。

現在、村が行っている外出支援サービスは、週一回の各地区への巡回型の送迎と美濃加茂市や下呂市を主とした中核病院などへの送迎となっています。

今後、電話予約などにより自宅から送迎するなどのサービスが必要な方、いわゆる長距離の歩行が困難な方の利用が増えていくことを想定してサービスの検討を行う必要があることを認識しています。

今後、元気な八十代以上の方が増加していった場合、ご家族の方も本人の交通事故などを心配されますので、気兼ねなく利用していただけるような外出支援サービスについて検討してまいりたいと考えています。



# 一般質問 (桂川一喜議員)



## ・立村130周年記念大会を終えた村のこれからについて

**Q・本来の村章と異なる村章を使い続けているのはなぜか。**

先日、村政の節目とも言うべき立村百三十周年記念大会が開催されましたが、その会場でもあった、はなのき会館のステージには村章が掲げられています。

この村章は、東白川村の頭文字、片仮名の「ヒ」と「シ」を組み合わせ、円と翼の形は、村政の融和、団結、雄飛発展を意味し、東白川村の将来を力強く表現するものとして、昭和四十二年の告示により村内の人々に知らされました。

しかし、はなのき会館のステージの村章は、残念ながら告示によって知らされた本来の村章とは異なっています。告示によると、村章を作図する際には、特に内側円と外側円の中心点がずれていることに留意することと注意書きが添えてありますが、ステージの村章は、同心円となっており、本来の村章とは違っています。

告示によって示された本来の村章と異なる村章を使い続けているのはなぜなのか伺います。

**A・認識の低さから放置してきたことは、私の責任である。**  
(村長)

はなのき会館ステージの村章が告示基準と異なっていることは、以前に桂川議員から指摘を受けていましたが、私の認識の低さから今日まで放置してきましたことは、ひとえに私の責任であり、直ちに告示どおりのものに取りかえるよう指示をしました。

**Q・村の施策全般において質の高さ、妥協点の高さが不十分ではないか。**

村のさまざまな施策の質をより高めていく必要があるとの観点から、現在の施策は理想を追い切れておらず、現状に合わせた運用をすることばかりに目が行ってしまい、結果として理想から離れた低いところの妥協で終わっていることが多いと思われ、村長の見解を伺います。

**A・妥協ではなく最善を**

**尽くした結果であると考え。**  
(村長)

村の全ての施策の詰め点の低さ、こういったことに疑念を持たれたことは誠に残念です。どの事実をもつてそのように思われるのかはわかりませんが、このことは見解の相違、あるいは議員が求められている村政全体への期待感とのギャップ、転じて不信任への表れという意見として、甘んじて私の責任としてご意見を承ります。

確かに私が村長になってからも、事務の間違い、段取りの悪さ、説明不足等々、なかつたとは申し上げません。しかし、職員は、与えられた時間と予算、そしてその持つ能力の限りを尽くして事務事業に当たっていることとお認めをいただきたいと思っています。

理想どおりいかないことも多々生じてきてはいますが、それは執行部側から申せば、妥協ではなく、最善を尽くした結果であると思っています。

**Q・限られた財源、人材の中で行政の質を高めるには。**

限られた財源、人材の中で行政の質をより高めていくことに関して村長の考えを伺います。

**A・組織として、また職員一人ひとり努力が必要。また、要望の早期実現のために財源を確保する努力も必要。**  
(村長)

この課題は組織としての課題、もう一つは職員との連携、協調、または民間との連携で、進めていく必要があります。

組織については、その時々々の行政需要に対応するため、将来への布石として組織力を高めていく必要があります。何よりも公明正大であること、組織としての意思決定の適正化、明確化、政策の企画立案力の向上、そして組織として人材育成、これが非常に重要なことだと思っています。

人材育成については、適正な人事計画や職員の働き方改革、村内の団体との意見交換、集落座談会を通じて地域や世代、さまざまな団体の意見を

聞く必要を持つこと、行政だけでなく住民参加の村づくりを進めていくこと、すなわち総合計画に掲げた村づくりと合致すると考えています。

こうした課題を実現するためには、職員の意識や事務能力、技術力、人間性を高めていく必要があります。

また、課題によっては近隣市町村や国・県との連携、協調、または民間との連携で、進めていく必要もあります。

財源不足を言いわけにするのではなく、実現するために、国・県補助、起債といった収入を確保するという努力も必要です。優先順位についても、地域の皆さんの意見を考慮しながら決定していきたいと思っています。

限られた人材の中で、適正な配置と適正な組織改革等は、常に流動的に行っていく必要があると思いますので、定年延長、会計年度任用職員への変革も視野に入れ、人材を活用していきたいと考えています。

# 議会のあしあと

- ・立村130周年記念式典
- ・濃飛横断道・三市一村議会委員会要望活動

## 立村百三十周年記念式典

令和元年十一月二十四日、村内外から多数のご来賓、並びに長年に亘り東白川村の発展にご尽力賜りました皆様のご臨席を賜り、東白川村立村百三十周年記念式典が開催されましたことは、長年に亘り村づくりにご尽力いただきました多くの皆様が厳しい苦難の時代を乗り越え、「ふるさと東白川村」を残していただけのおかげであると感謝しています。

少子高齢化の影響を受け、急速に進む人口減少の影響もあり、基幹産業である農林業の環境は大変厳しい状況にあります。先人の皆様から受け継いだ東白川村の豊かな自然や美しい景観、人と人との絆など貴重な財産を次の世代に引き継ぐ事が出来ずよう行政、議会が英知を結集し、更なる努力をしてまいります。

立村百四十周年も村民の皆様と喜びお祝い出来るよう今後共、皆様のご指導、ご鞭撻をよろしく願います。

## 濃飛横断道・三市一村議会委員会要望活動

令和二年一月三十一日 県庁にて、郡上・下呂・中津川・東白川の各議会を構成団体とした「濃飛横断道・三市一村議会委員会合同会議」として、各地区の県議会議員同席により、県副知事に要望書を手交し、県土整備部長を始め幹部への要望・意見交換を行いました。

### ◆要望書◆

濃飛横断自動車道は、全国有数の観光資源を持つ沿線地域にとって生活圏の拡大のみならず、主要都市や交通拠点へのアクセス改善、観光面での経済効果等をもたらす重要な道路であります。

高規格幹線道路の中央道・東海北陸道・中部縦貫道・東海環状道や、国道41号、さらにはリニア中央新幹線アクセス道路の三河東美濃連絡道路などと一体になり、岐阜県の高規格道路網を形成

する道路であり、全線開通することで中部地方の「観光振興」「まちづくり」「産業振興」など、地方の発展や地方創生に寄与することが出来ます。

加えて、平成三十年七月の豪雨災害による国道41号の通行止めの際には、濃飛横断自動車道の整備済み区間が迂回路として機能しました。

災害に強い「安全・安心」な県土づくり及び産業振興や観光交流など「活力」を支える基盤として重要な道路であり、経済の好循環を図り、観光・産業振興等のストック効果を更に高めるとともに、災害時の幹線ネットワークを確保し、高速道路及び高速鉄道とのアクセス向上や地域間の円滑な交通確保に資する濃飛横断自動車道の事業を推進していくため、次の事項について強く要望いたします。

①リニア中央新幹線開業を視野に入れた、濃飛横断自動車道（国道257号）中津川工区の早期開通に向けた整備推進。

②幅員が狭く、また標高差の大きい交通の難所である、堀越峠の解消を含む郡上市八幡町から和良町間の早期事業化。

③リニア開業後の現道交通量増加への対策とし

て、国道256号付知地内の整備推進、及び中津川工区完成を見据え、交通の流れを円滑にするための並松交差点の改良を含む下呂市から中津川市間の早期事業化。

## 議員のひとこと

肢は常にあるということ  
です◆シンガポールに関わる話題をもう一つ◆シンガポールの国名は「ライオンの町」を意味するサンスクリット語（シンガ・プーラ）から名付けられました◆誰かがライオンをみかけたということからそのように名付けられたわけ  
です◆しかし当時のシンガポールにはライオンは生息していませんでした◆シンガポールやマライオンという名前からしてまさかライオンがいなかったとは◆当然ライオンがいたものだと思っていました◆当たり前だと思ってしまうことにも疑問を持つことが大切です

◆シンガポールといえばマライオンが有名です◆実は何体もマライオンがあるということ◆はご存じですか◆公式のものが五体◆非公式なものも含めるともっと多くのマライオンがあります◆我々が写真でよく目にするマライオン◆それはそのうちの一体に過ぎません◆マライオンを見たいと思えば多くのうちのどれかを目標に行けばいいのです◆マライオンは二つのことを改めて教えてくれました◆まずはたった一つのものがその全てだと思いがちなことのないよう物事は注意深く観察せよということ◆そして到達点は一つではなく選択

文責 桂川一喜